

令和 4 年

第 3 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和4年3月24日(木)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
令和4年3月24日(木) 15時 0分
- 2 招集場所
5階 第2委員会室
- 3 出席委員
教育長職務代理者 金澤 精子
委 員 桃坂 克己 (オンライン)
委 員 水谷 知子
- 4 欠席委員
委 員 村上 信哉
- 5 出席職員等
長尾教育長
辛嶋教育部長
吉本教育総務課長
吉田指導室長
川中学校管理課長
木村防災食育センター長
増田生涯学習課長
丸山文化課長
門司スポーツ振興課長
井上教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要
別紙
- 7 閉会 16時 9分

教 育 長

指 名 委 員

令和4年3月24日

開議 15時00分

○教育政策係長 井上尚史君

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回定例教育委員会を開催いたします。

資料の追加がございましたので、机上天にて配付させていただいております。

なお、今回、村上委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、桃坂委員がオンラインでの参加となっております。

それでは、長尾教育長、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

では、定足数に達していますので、令和4年第3回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものといたします。

なお、今回、会議録の署名委員は、行橋市教育委員会会議規則第17条の規定により、水谷委員を指名します。水谷委員、よろしく申し上げます。

○委員 水谷知子君

はい。申し上げます。

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてです。2月21日から3月23日までの事務について記載をした資料を事前にお配りさせていただいております。内容等について質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第5号 学校運営協議会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議案第5号 学校運営協議会委員の任命について、御説明をお願いいたします。
教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、議案第5号について、教育総務課より御説明いたします。資料の4ページをお願いします。

学校運営協議会については、これまで御説明をさせていただいたとおり、来年度4月当初から菟島小学校、今元小中学校、仲津小中学校を除きます12校に協議会を設置いたします。これにより、市内全小中学校がコミュニティスクールとなることとなりますが、今回、各協議会の委員を任命しようとするものでございます。

各運営協議会の委員名簿を資料の5ページから21ページに添付をしております。任期は令和4年4月1日からの1年間となっております。

また、各協議会には地元区長や学校職員も委員として参加しておりますが、区長の交代や教職員の人事異動の内示が明日ございますので、本日の資料では暫定的に名前をあげさせていただいている方や空欄にしております。確定したものにつきましては、4月の教育委員会において御報告をさせていただきます。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

金澤委員、お願いします。

○教育長職務代理者 金澤精子君

委員名簿を見させていただいたら、とてもアイデアを出してくださいそうな方の名前とかがチラチラ見受けられました。どうぞこのコミュニティスクールに関する運営協議会、かたちに終わらずに、本当に子どもたちのためになる取組みになるよう、切に願います。どうぞよろしく願います。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

では、採決に入ります。

議案第5号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。御異議がありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第6号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第6号 人事案件についての御説明をお願いいたします。

教育総務課から、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、今回の人事案件でございますが、各課で雇用いたします会計年度任用職員につきまして、令和3年度末での退職や令和4年度の任用に関するものでございます。

まず、教育総務課から御説明いたします。資料の23ページをお願いします。

1番がICT・英語教育推進係に所属いたします指導主事、2番がICT教育推進員、そして3番から10番がALTと呼ばれます外国語指導助手で、小中学校に所属し、それぞれが1校から3校担当いたしまして、英語活動や英語科の授業におきまして担任の補助的役割を担っているところでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

続いて指導室、お願いします。

○指導室長 吉田実君

続きまして、指導室所管部分の人事案件を説明いたします。資料の24ページから26ページにわたるんですけども、1番目が指導主事、それから特別支援教育アドバイザー、適応指導教室指導員、交通安全指導員、市雇用の非常勤講師、図書司書、そして25ページからはアシスタントティーチャー等、64名の方を来年度雇用予定であります。継続雇用の方がほとんどであります。新規任用の方が7名、今年度で退職される方が4名であります。以上です。

○教育長 長尾明美君

続きまして学校管理課、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課から説明いたします。資料27ページをお願いします。

学校管理課では、市内小中学校におきます事務補助や校内環境美化等の業務につきまして、学校用務員を雇用しておりまして、全小中学校に配置をしております。泉中学校におきましては令和4年3月末にて退職者がございまして、令和4年度から1名、新規雇用となっております。その他の小中学校に関しましては、前年度より継続での雇用となります。雇用期間におきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

学校管理課は以上です。

○教育長 長尾明美君

続きまして防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの人事案件について、説明いたします。28ページ、事務補助員から30ページのアレルギー対応事務補助員まで、98名を継続または新規雇用しようとするものでございます。

また、30ページの4名が退職いたします。説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

続きまして生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 増田昇吾君

生涯学習課は31ページをお願いします。公民館長11名、及び主事12名、地域活動指導員3名と社会教育主事1名の人事案件でございます。なお26番の稗田公民館長と27番の地域活動指導員が、それぞれ新規となっております。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

続きまして文化課、お願いします。

○文化課長 丸山剛君

文化課から32ページをお願いします。埋蔵文化財整理職員2名、同作業員4名、及び歴史資料館、館長等スタッフ6名、並びに発掘調査作業員9名を継続雇用しようとするものです。また、増田美術館、館長1名、及び発掘調査作業員1名を新規雇用し、発掘調査作業員4名が今年度末で退職予定でございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

最後にスポーツ振興課、お願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

続きまして、スポーツ振興課より説明をさせていただきます。資料の33ページになります。スポーツ振興課としましては、今回、1名の会計年度任用職員を雇用する予定となっております、継続雇用となっております。

業務の内容としましては、スポーツ振興課内において各大会準備やスポーツ推進運動の連絡調整、その他事務補助を行っていただいております。雇用期間については、4月1日から令和5年3月31日の1年間となっております。説明については以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、採決をいたします。

議案第6号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。御異議がありませんので、承認することといたします。

(3) 議案第7号 行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第7号 行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、学校管理課から説明をお願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課から説明いたします。配付資料34ページをお願いします。議案第7号の行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

本規則の改正理由についてですが、資料の35ページに概要を記載しております。この規則の改正の内容としましては、3点ございます。

まず1点目でございますが、民法の改正によりまして、令和4年4月1日から成人年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられます。そのため奨学金を借り受ける者で18歳以上の者は成人となるため、親権に服さなくなることから、これまでは連帯保証人のうち1名は親権者とするようになっておりましたが、令和4年4月1日からは親権者の記載を父母等に改正するなど、規則本文や様式等の改正を行うものであります。

2点目でございますが、こちらは本来令和2年4月1日より奨学金等の保証契約におきまして、保証人が支払いの責任を負う金額の上限を定めないと、その契約が本来成立しないというふうになっておりました、万が一保証人が支払いの責任を負う際の限度額、極度額を申請の時点で設定するものでございます。

3点目でございますが、奨学金を借り受けた者について、返済が滞ったときに借り受けた奨学生及び保証人に対しまして、市のほうが所得や財産調査等を実施できるように誓約書を提出していただくものでございます。こちらは市の債権回収業務等を行っております債権管理課という部署がございまして、そちらからの指導に基づきまして、財産調査等を実施できるように誓約書等を改めて設定する改正でございます。

今回、施行期日等につきましては、令和4年4月1日からの施行としております。説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

すみません、極度額というのは、どのようなかたちで決まってくるのでしょうか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校の高校生とか大学生などの種類によって違うんですが、公立の高校生であれば月

額1万円とかの1年間で12万円、その高校3年間で、そのトータルの金額が極度額ということで、これ以上は保証人となっても払う必要がございませんということで、その上限額を決めるような計算でございます。

○委員 水谷知子君

分かりました。ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

他に、いかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第7号について、承認することに御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

桃坂委員、聞こえますか。

○教育政策係長 井上尚史君

桃坂委員は、ちょっと喋れない環境にあるかもしれないので、その際はチャットで回答していただくようにしますので、音声は聞こえていると思います。

桃坂委員、聞こえたら手を挙げていただけますか。

(桃坂委員、頷く)

(4) 議案第8号 行橋市条件付返還免除型奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

では、議案第8号 行橋市条件付返還免除型奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いします。

学校管理課、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課です。配付資料の57ページをお願いします。議案第8号 行橋市条件付返還免除型奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

こちらにつきましては、先ほどの議案第7号の奨学資金条例施行規則の改正と同様の理由、3点でございます。

改めて説明申し上げますが、① 成人年齢が20歳から18歳となったため、親権者等の表記等を父母等と改正するもの。2点目が、保証人が支払いの責任を負う上限を設定するもの。3点目につきましては、返済の滞納が発生した際の財産調査等を実施することができるよう誓約をいただくものでございます。

この3点の内容について、必要な規則内の文言や様式等を改正するものでございます。
こちらも同様に令和4年4月1日施行となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたら、お願ひします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第8号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(5) 議案第9号 行橋市社会教育委員の委嘱について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第9号 行橋市社会教育委員の委嘱について、御説明をお願ひします。
生涯学習課、お願ひします。

○生涯学習課長 増田昇吾君

生涯学習課から議案第9号について、御説明いたします。82ページをお開きください。

社会教育法第5条の規定に基づきまして、行橋市社会教育委員の設置条例を制定しております。今月末において任期の2年を終了するため、83ページに添付しております案のとおり委員の選任を行い、委嘱しようとするものでございます。なお、全員再任を予定しております。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御質問等がありましたら、お願ひします。

(「ありません」の声あり)

では、採決いたします。

議案第9号について、承認することに御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(6) 議案第10号 行橋市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第10号 行橋市スポーツ推進委員の委嘱について御説明をお願ひします。

スポーツ振興課、お願ひします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

続きまして、スポーツ振興課より説明させていただきます。資料の 85 ページをお開きください。

内容としましては、行橋市スポーツ推進委員の任期が 2 年任期なのですが、令和 4 年 3 月 31 日までとなっており、この度改選でございますので、資料の 86 ページの名簿のとおり 23 名の方について、新たに委嘱を行うものでございます。

主な活動の内容としましては、地域住民の方々に対し、実技を含むスポーツに関する指導・助言を行うほか、地域スポーツ振興のため、地域でのスポーツ大会などの大会運営の中心的な存在として貢献していただくほか、スポーツフェスタ等、市主催のスポーツ行事につきましても企画運営に携わっていただき、協力をいただいているところでございます。

今後につきましては、行橋市スポーツ推進委員に関する規則第 2 条において、教育委員会が委嘱することとなっておりますので、後日、日程調整を行い委嘱状の交付を行う予定にしております。任期については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。説明については以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(7) 議案第 11 号 行橋市教育振興基本計画案のパブリックコメントに対する市の考え方及び計画の承認について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第 11 号 行橋市教育振興基本計画案のパブリックコメントに対する市の考え方及び計画の承認について、御説明をお願いします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御説明をいたします。資料の 89 ページをお願いします。この第 2 期行橋市教育振興基本計画につきましては、今年度策定委員会によります検討を経て素案を策定いたしまして、11 月に開催した総合教育会議の開催前に、委員の皆様については、素案の概要を個別に御説明をさせていただいたところです。

その後、総合教育会議での議論を経まして、令和4年1月12日から2月4日までの約3週間、パブリックコメントを実施いたしました。結果につきましては、5件の意見が提出されました。次の90ページから93ページにかけて、その内容をお示ししております。

主なものについて、御説明いたします。まず資料の90ページをお願いします。

1件目です。併せて同時にお配りしています計画の素案のほうも見ていただきたいのですが、5ページになります。

意見の概要といたしましては、教育を取り巻く環境の中で、人生100年時代の社会人基礎力の視点を考慮してはどうか、というものでございます。教育委員会の考え方といたしましては、これからの子どもたちが成長して、社会人となった際に前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力の3つの能力と言われます、この社会人基礎力、これは必要な視点だと捉えておりまして、計画案の5ページの人生100年時代や超スマート社会の到来という項目の中に追記をいたしました。

続いて、資料の同じく90ページの2件目になりますが、意見の概要といたしましては、計画案の34ページをお願いします。この34ページ以降に掲げております学校教育の充実への追加項目の提案でございます。このうち③のICT教育において、タブレット端末を子どもたちに自由に利用させて、行橋市独自の魅力ある活用を目指してはどうか、という提案でございました。教育委員会の考え方といたしましては、資料91ページにありますように、タブレット端末の活用につきましては、基本的には学習のためには自由に使用できるものでございますが、情報モラルの遵守や個人情報保護への配慮など、活用のルールを定めまして授業や家庭学習で活用しているところである。子どもたちにはルールを守ることを指導しながら効果的な活用法を検討していく、としておりますが、計画案の修正までは行わないこととしております。

続いて、同じく91ページの4件目です。意見の概要としては、計画案の38ページの「重点取組3-2小中学校におけるICT教育の推進」の取組み内容に対しまして、ICT教育及び家庭学習について、②の家庭学習におけるICT機器の使用、タブレットの持ち帰りについては必要がないのではないかと。家庭学習はそもそも教育課程外なので、ICT機器を使うか使わないかは家庭が任意に判断するべきではないかと、という御意見でございました。教育委員会の考え方といたしましては、資料の92ページにありますように、家庭学習におけるICT機器の使用は、現状におきましても保護者の同意のもとで使用していただいております。子どもたちの成長過程の中で情報処理能力や情報収集能力の育成が必要であるためにICT教育を推進しており、学校にいる限られた時間だけでなく、家庭学習でも活用することによって、その能力育成に効果的である、としております。

最後ですが、資料93ページの5件目です。意見の概要としては、計画案の40ページ、これは38ページと記載してありますが、パブリックコメントの際の計画の案では38ページでした。今回添付しております計画案では、写真等を挿入しておりますために、ずれを生じております。

施策5の「教職員の資質と実践的指導力の向上」の現状と課題の中で、教育の働き方改革についての記載があるが、働き方改革については、もっと現場の声を大切にしてほしい、という御意見でございました。教育委員会の考え方としては、教員の長時間勤務の実態は把握しており、今後もICT機器の効果的な活用による業務負担の軽減をはじめ、教育委員会としても学校現場と協力しながら様々な支援を具体的なかたちで実施していくこと、としております。

なお、今回のパブリックコメントの結果と教育委員会の考え方につきましては、来週31日の庁議でも報告をした上で教育委員会のホームページ上で公開していく予定としております。

また計画案につきましては、冒頭申し上げましたとおり、11月の総合教育会議の開催前に個別に説明をした後は、大きく内容を変更しておりませんので、ここでの説明は割愛をさせていただきたいと思っております。こちらの計画は来年度からスタートいたしますので、この計画を確実に推進いたしまして、本市の教育施策全般の充実を図ってまいります。

また、同時にお手元に、本日追加でお配りしております「令和4年度ゆくはしの教育」でございますが、こちらは、昨年度まではA3横のものを三つ折りにいたしまして、教育行政全般の各施策を掲載したパンフレットということで作成をしておりましたが、今回、第2期基本計画の策定を契機といたしまして、全般的に見直しを行いまして、計画に掲げます目標ごとに写真などを使いながらできる限り読みやすくまとめたものでございます。このパンフレットは児童生徒が持っているタブレットにも保存をして、電子データとして保護者の方にも御覧いただけるようにしていきたいと考えています。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

金澤委員、どうぞ。

○教育長職務代理人 金澤精子君

このパブリックコメントであがってきた内容についての答えは、どうかたちで、このコメントを出してくださった方に届くんですか。

○教育長 長尾明美君

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

いま5件意見が出たと申しましたけども、この回答に関しては個別に回答するわけではなくて、一応、市民全体に対して、こういう意見が出て、こういう回答します、ということでホームページ上に公表をするということです。

○教育長職務代理者 金澤精子君

じゃあ、コメントを出された方は、ホームページで、ああ、こういうふうに答えてくれたんだな、と分かるんですね。ホームページを見なければ分からないということですね。

○教育総務課長 吉本康一君

はい、そういうことになります。

○教育長 長尾明美君

その他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決に入ります。

議案第11号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(8) 議案第12号 令和4年度行橋市教育施策に関する重点的な取組の策定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第12号 令和4年度行橋市教育施策に関する重点的な取組の策定について、御説明をお願いします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明をいたします。資料の95ページと同じく別途添付しております、「重点的な取組」を併せて御覧いただきたいと思います。

これまで第1期の振興基本計画の計画期間におきましても、「行橋市教育の基本方針及び重点施策」というタイトルで、毎年度これを策定いたしまして数値目標を掲げて事業の達成度の評価に使用しておりました。第1期の最終年度であります令和3年度分から大きく見直しを行いまして、令和2年度まで総花的に施策を掲げていたものを、施策数を絞るとともに、その達成度を評価しやすくするために重点施策には必ず目標指標を掲げるように見直しを行いました。

今回、第2期計画の策定についても、計画初年度となります令和4年度分を「行橋市教育施策に関する重点的な取組」としてまとめたところです。まとめ方といたしまして

は、例えば計画案の37ページをお願いします。重点取組3-1、グローバル教育の充実でございます。この取組みに対する目標達成指標、KGIと言いますが、そちらは次の38ページにありますように、英検の級レベルが3級以上の中学校3学年の生徒の割合を設定いたしまして、令和2年度の実績値が53.2パーセントを、計画最終年度の令和8年度までに70パーセントにすることとしております。

それでは、このKGIを達成するために様々な取組みを展開していくわけですが、「重点的な取組」の8ページを併せて御覧ください。先ほどのKGIについては計画案には最終年度の令和8年度の目標値のみを記載しておりましたが、こちらの「重点的な取組」、計画期間中にどのようにKGIを上げていくのかということで、年度ごとの目標値を掲げております。また併せまして、このKGIを達成していくために展開をしていく取組みにつきましても、業績評価指標、これはKPIと言いますが、こちらを設定しております。

例えば、毎年行っております小学生夏休み英語教室に参加する児童を増やしていく、次に、中学生夏休み英語宿泊体験に参加する生徒数を定員レベルで維持をしていく、そして英語の学力を上げるために、まずは英語の授業・活動を楽しんでいることが重要だと思っていますので、そのように感じている児童生徒を増やしていく。以上の3つのKPIを設定いたしまして、これらの一つ一つの目標を達成していくことによって、最終的にKGIを達成していこうというものでございます。

このように第2期計画案に掲げました17の施策ごとの重点取組の計25の取組について、KGIとKPIを設定いたしまして、まとめたものが、この「行橋市教育施策に関する重点的な取組」でございます。そしてこちらを活用して、年度ごとの達成状況を確認していくことによりまして、計画の進捗を管理していくものでございます。

以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について御意見等がありましたら、お願いします。

ちなみに、この資料の配付の対象は、どなたに配付する予定ですか。

○教育総務課長 吉本康一君

教育委員会で計画とともに学校のほうにもお示ししながら、教育委員会としてこういう目標を持っていますよというのは、意識してもらわなければいけないと思っています。

○教育長 長尾明美君

では、学校と教育委員会ということでよろしいですね。分かりました。

何か御質問等は、よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第12号について、承認することに御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(9) 議案第13号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第13号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の97ページをお願いします。

今回の処務規則の改正でございますが、昨年4月の人事異動に伴いまして、文化課所管であります増田美術館に正規職員の役付職員を館長として配置したことによりまして、文化課の所掌事務として増田美術館に関する内容を追加する等、所要の改正を行ったところでございますが、当該職員が令和4年3月末をもって定年退職をいたします。これによりまして今回の改正については、1年前に追加した部分を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

なお館長の後任につきましては、令和2年度時点と同じように会計年度任用職員を配置する予定となっております。99ページから102ページにかけまして規則の新旧対照表を添付しておりますので、詳細については、そちらを御確認いただければと思います。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、採決に入ります。

議案第13号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(10) 議案第14号 行橋市情報セキュリティポリシーの改訂について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第14号 行橋市情報セキュリティポリシーの改訂について、御説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

御説明いたします。資料104ページをお願いします。

教育委員会では、学校における情報化を推進しているところですが、この情報化を進めるにあたりまして、情報セキュリティへの対策も同時に重要になってまいります。このことへの取組みとして、令和元年10月に学校情報セキュリティポリシーを策定いたしまして、各学校での校内研修等を通じまして、教員間での内容の共有と遵守の徹底をお願いしてきたところがございます。今回、このポリシーの一部につきまして、表現の変更であるとか追記を行おうとするものです。

主なところといたしましては、109ページをお願いします。個人情報の取扱いについてでございます。次にあげるような(1)学校だよりやホームページなどへの個人名、写真、作品等の掲載、(2)報道機関等による公表及び取材・情報提供、(3)個人情報のPTAなどの第三者への情報提供、このようなケースでの個人情報の取扱いに関しては、事前に全児童生徒や保護者に掲載や情報提供の可否につきまして、確認をする必要があることを追記しております。

続きまして、116ページをお願いします。クラウドサービス等の利用についてです。これからの情報化社会の中では、このクラウドサービスの利用が推奨されているところがございますが、同時にセキュリティへの配慮が必要になるため、今回、注意事項を追記しております。教育委員会では、原則として、ここに記載しております3つのサービス、アイクラウド、ロイロノート、Google Workspace for Educationの使用を認めております。特に3つ目のGoogle Workspace for Educationに関しましては、学校ホームページ作成機能や学校職員が使用いたしますメール機能であるGメール、そして今後活用していく予定のドライブ、このドライブというのは多くのデータの共有が可能となるものでございます。

このような様々な機能がございます。これらのクラウドサービスを利用する場合に、個人情報が含まれるデータなのかどうかを十分把握して利用する必要があるため、それらに関する諸注意を追記しております。

117ページ、118ページについては、タブレット端末の使用に当たって、出張などで学校外へ持ち出しをする場合や緊急時における学習支援などで教員が自宅で使用する場合も想定されるために、その際の注意事項を追記しております。またこのポリシーの改訂にあわせまして、遵守の徹底をさらに図っていくために、来年度は教育委員会のICT教育推進員を講師として学校に出向き、学校での校内研修に位置づけて研修を実施してまいります。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、指導室長、続いてお願いします。

○指導室長 吉田実君

いま吉本課長が説明した個人情報の取扱いについて、1件報告をさせていただきます。

児童生徒の個人情報につきましては、各学校において行橋市情報セキュリティポリシーに基づく取扱いを徹底していただいているところであります。本日、追加で配付させていただきました、守秘義務違反の疑いで校長を書類送検、という資料を御覧になってください。他の自治体の案件にはなるんですけども、児童の個人情報を無断でPTAなどに漏らしたとして、守秘義務違反の疑いで小学校の校長先生が書類送検されております。学校からPTAなどへの情報公開をめぐるまして、保護者が刑事告発した案件がございました。第三者への不適切な個人情報の提供が行われ、大きな問題となっております。

学校に対しましては、PTA活動等に関する個人情報の取扱いにつきましては、保護者からの同意書の提出により確認を行うこと、適切な対応を取るよう、学校には依頼をしておりますので、報告、情報共有をさせていただきます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等はよろしいでしょうか。

○教育長職務代理者 金澤精子君

質問はありません。とても大変なことなんですね。そして課長さんがさっきおっしゃった後半のICT教員が各学校で具体的に研修を進めてくださると、そういうことはとても大事だと思います。よろしくお願いします。

○教育長 長尾明美君

他には、よろしいでしょうか。

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

質問なんですが、110ページの情報の重要度の定義の中で、読ませていただいている、重要度AとB、細かく記載をされているんですが、何かその部分のAに値する部分とBに値する部分の、ちょっと線引きみたいところが分かりづらくて、中には進路関連のところでも、進路希望調査などがAになっていまして、同じく進路関連では調査書などはBになっているので、何かその辺の線引きなどは具体的なものがあるのかなと思ひまして、質問です。

○教育長 長尾明美君

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

いま水谷委員の御指摘なんですが、当時策定したときに、まずは学校で扱うものが非常に多岐にわたります。その中で、この情報セキュリティの面で見るときに、それがど

ういった分類になるかというのを、当時まず整理したと思います。ただ、言われるように、非常に見えづらくなってきているのは御指摘のとおりだと思っておりますし、いま我々担当としても、少しここは整理しないといけないのかなという課題意識はありまして、先ほど指導室長が説明したように、学校長先生が守秘義務違反で書類送検されたという案件がありましたので、取り急ぎ赤字で示している所を一部改訂はさせていただきましたが、全般的な整理はしないといけないということでは考えておりますので、来年度に入りましてから、整理をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、採決に入ります。

議案第14号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第4号 学校運営協議会の設置について

○教育長 長尾明美君

それでは、報告事項に入ります。

報告第4号の学校運営協議会の設置について、御説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

報告第4号の御説明をいたします。資料の121ページをお願いします。

先ほど議案第5号で御説明しましたが、令和4年4月1日付で蓑島小、今元小中学校、仲津小中学校を除きます12校に新たに学校運営協議会を設置いたします。また併せて12校を行橋市コミュニティスクールに指定をいたします。これに伴いまして対象校につきましては、資料の122ページにお示しをしております学校運営協議会設置通知書と、123ページに示しております指定書を交付予定としております。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(2) 報告第5号 3月定例議会の議案の議決状況について

○教育長 長尾明美君

続きまして、報告第5号 3月定例議会の議案の議決状況について、御説明をお願いします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

御説明します。資料の125ページになります。今回の3月定例議会では、まず令和3年度の一般会計第7次補正予算、こちらは今年度の各事業におきまして、主に事業費の決算見込みに伴います執行残を減額補正するものでございましたが、賛成多数で原案可決をいただいております。

続きまして、令和4年度の一般会計予算、こちらもこれまでの教育委員会会議の中で御説明をいたしました、新規事業や重点事業を含みます教育委員会所管部分としての各課の来年度の予算案を計上いたしまして、こちらにつきましても賛成多数で原案を可決いただいております。

なお、次の126ページから147ページにかけて、文教厚生委員会の審議の中で各課への指摘事項等を添付しております。後ほど御確認をお願いいたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

(3) 報告第6号 行橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

○教育長 長尾明美君

続きまして、報告第6号 行橋市公民館運営審議会委員の委嘱について、御説明をお願いします。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 増田昇吾君

生涯学習課より報告第6号について、御説明いたします。148ページをお願いします。

社会教育法第29条第1項、及び行橋市公民館条例第16条第1項の規定により設置されております行橋市公民館運営審議会につきまして、委員がお亡くなりになり欠員が生じたため、行橋市公民館条例第16条第5項の規定により、1月24日付で後任の委員を委嘱しましたので、御報告させていただきます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(4) 報告第7号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では、続きまして、報告第7号の人事案件について、御説明をお願いします。

防災食育センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの人事案件について、報告いたします。3月1日から会計年度任用職員の学校給食調理員として1名の新規採用をいたしました。報告は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(5) 報告第8号 行橋市保育士等処遇改善臨時特例交付金事業補助金交付要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、報告第8号 行橋市保育士等処遇改善臨時特例交付金事業補助金交付要綱の制定について、御説明をお願いします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課から御説明いたします。配付資料の152ページをお願いします。本要綱の制定理由につきましては、資料153ページに概要を記載しております。

新型コロナウイルス感染症対応によりまして、最前線で御苦労いただいております保育士や放課後児童クラブ職員の方の収入を引き上げて処遇改善を行うものでございますが、令和3年12月の国の内閣府の補正予算にて、この処遇改善交付金事業が決定されました。本市でも市内全ての児童クラブにおきまして、この処遇改善事業を実施するものでございます。

令和4年2月から児童クラブ職員の方の収入の3パーセント程度、月額にして9千円程度の引き上げを行うため、本要綱を策定するものでございます。

2番の内容としては、児童クラブ職員、こちらは常勤職員を基準として、一人あたり月額で1万1千円、これは先ほどの月額にして9千円の賃金改善分を含めまして、児童クラブ事業者、運営する法人が負担します社会保険料、賃金が上がりますので、その社会保険料も上がりますので、その分の負担金の2千円程度を足したものを職員数に応じて1万1千円掛ける、その職員数に応じて運営事業者へ資金交付を行うものでございます。

3の施行期日等ですが、令和4年2月1日からこちらを適用いたしまして、児童クラブ運営事業者から職員の方へは一時金としまして、今年度3月中に2月3月分としてまとめて支給されるようになります。4月以降、新年度に関しましては、月額の基本給や毎月の決まった手当として、この処遇改善分が引き上げられるものでございます。

令和4年度末である令和5年3月31日までの効力としているものでございますが、令和5年度以降につきましては、この処遇改善臨時特例交付金事業補助金要綱は、効力を一旦失いますが、児童クラブ運営事業者へは、補助金交付というかたちではなく、令和5年度以降は行橋市から児童クラブ運営事業者へ運營業務委託料に、この処遇改善部分を上乘せして支払い、引き続き、児童クラブ職員への処遇改善を継続していくようにしております。要綱の説明につきましては、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等はよろしかったでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、その他事項に入らせていただきます。

6. その他

(1) 令和4年度教育部年間行事予定表について

○教育長 長尾明美君

令和4年度教育部年間行事予定表について、御説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課より説明をいたします。資料の163ページのA3横の年間行事予定表を御覧ください。これは各課の来年度1年間の行事予定をお示ししております。現時点での予定ではございますが、教育委員の皆さんに出席をお願いする可能性がある行事などを赤字でお示しをしております。参加のお願いにつきましては、その時期になりましたら予め担当課のほうから御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等はよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

(2) 小中学生給付金事業について

○教育長 長尾明美君

続きまして、小中学生給付金事業について、御説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

御説明いたします。資料の164ページをお願いします。小中学生給付金事業につきましては、申請を昨年12月からことしの2月までの3カ月間、受付を行いました。赤線で囲ってありますように、小中学生5880人分、これは令和3年9月1日時点で市内に住民票を有する小中学生6021人を支給対象としておりましたが、その97.7パーセントに当たります。振込金額としては、5880万円という結果でございました。

この小中学生給付金につきましては、対象者が明確でございましたので、1月中旬に申請をされていない世帯に対しまして、申請勧奨を行ったこともございまして、100パーセントには届きませんでした、高い支給率になったと考えております。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等はよろしいでしょうか。

金澤委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 金澤精子君

やっぱり申請の勧奨のお便りを出しても、まだ申請しないというのは、どんな原因があるんですか。

○教育長 長尾明美君

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

今回も、先ほど言いましたように対象者が明確でしたので、スタート時点で申請書をレターパックという簡易書留に近い、必ず手渡しをしてサインを貰って受け取るかたちでお知らせをしました。ですので、情報としては行き届いているとは思いますが、明確に申請しなかった理由は、私たちも把握できません。ただ、考えるに、まだ期間があるからいいだろうと思っていたら、いつの間にか2月末を迎えていたとか、このような給付金事業を行橋もこれまでいろいろな事業を行ってきましたけれども、給付金事業自体の考え方に賛成しない方もいらっしゃるかもしれませんが、明確な理由は把握できておりません。以上です。

○教育長職務代理者 金澤精子君

結構高い数値だけど、それでもどうしてだろうかなと思いました。

ありがとうございます。お疲れ様でした。

○教育長 長尾明美君

(3) 令和4年度子ども議会の開催について

○教育長 長尾明美君

続きまして、令和4年度子ども議会の開催について、御説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課より御説明します。本日追加で配付をさせていただきました資料を御覧ください。1ページから3ページをお願いします。行橋市子ども議会開催要項になります。

令和4年度子ども議会についてでございます。子ども議会は、小学校6年生から中学生を対象として、約24名程度の子ども議員を募りまして、行橋市役所の議場を利用して、例年8月ごろに開催をしております。

令和4年度は8月6日土曜日が本番となります。令和3年度の今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、午前と午後の二部構成に変更いたしました。来年度も同様のかたちで実施したいと考えております。また資料の4ページのチラシを御覧ください。令和3年度の子ども議会からテーマを設けまして、これからも住み続けたい、これから住みたいと思ってもらえる行橋市にするために、というテーマを設定して、子どもたちが考える将来のまちづくりについて、市長や教育長に提案をするかたちを取りましたが、来年度も同様にテーマを設定したいと考えています。

上段のほうに赤字で示しておりますように、今回は、私が思い描く2030年の行橋市、サブタイトルとして、SDGsをナビにして、というテーマで行いたいと思っておりますが、現在、様々な分野でSDGsを意識した取組みが注目をされておりますが、子どもたちにもこのことを意識してもらい、17個の開発目標のうち、どれか1つを指定してもらって、2030年の行橋市を見据えて指定した目標に関連した取組み等を提案してもらいたいと考えているところでございます。

例えば、目標のうち、12番目にあるんですが、つくる責任・つかう責任という目標、これを指定してごみの削減をテーマとした内容を提案するといったイメージで行っていきたいと考えております。

また、資料の5ページを御覧ください。感染症対策についてでございますが、令和3年度は感染症対策として、先ほど申しましたように、本番については二部構成にしたことに加えまして、事前研修は会場を2会場、2グループに分けて行う予定にしておりました。しかし感染状況を踏まえまして、集合研修というかたちでは実施できませんでした。そこで、子ども議員の所属校に教育委員会の職員が出向いて説明を行ったところです。現時点の状況であれば事前研修も2つの会場、2つのグループに分けて集合研修を実施したいと考えております。そのときの状況は不透明でございますが、感染予防対策につきましましては、事前研修、リハーサル、本番を通じて徹底してまいりたいと思っております。

また、4月に入りましたら、市報やホームページ、また対象者全員へチラシを配布い

たしまして、駅、店舗などにもポスターを張って、子ども議員の募集を行っていきたいと思っております。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

金澤委員、お願いします。

○教育長職務代理者 金澤精子君

子ども議会に関しては、学校現場のほうに負担がかかっているのではないかと、いろんな御意見があるみたいだけど、私は、子どもたちにとって大事な取り組みだと思いません。どうぞコロナに気を付けて、よろしくをお願いします。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

(4) 行橋市増田美術館企画展について

○教育長 長尾明美君

では、次に行橋市増田美術館企画展について、御説明をお願いします。

文化課長、お願いします。

○文化課長 丸山剛君

文化課から、行橋市増田美術館企画展について、御説明を申し上げます。本日、机上配付の物語る顔と書いた両面刷りのチラシの御参照をお願いします。

今回、4月5日からの企画展につきましては、物語る顔と題しまして、美術作品の顔立ちや表情をテーマとして、日本画、彫刻、陶芸等を展示する企画となっております。また裏面のほうに詳細が書かれておりますけれども、こちらとあわせまして高津麦氏によるお面作品の展示やワークショップを予定いたしております。

会期につきましては、4月5日火曜日から6月25日土曜日までとなっております。こちらの御案内につきましては、以上になります。

○教育長 長尾明美君

御質問等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

(5) 行橋市増田美術館2022年度年間スケジュールについて

○教育長 長尾明美君

では、引き続き、行橋市増田美術館2022年度年間スケジュールについて、文化課長、御説明をお願いします。

○文化課長 丸山剛君

文化課から、引き続きまして増田美術館の来年度1年間の年間スケジュールについて御説明いたします。お手元配付のリーフレットの原稿を御参照ください。

こちらにつきましては、本年5月ごろの発行に向けて、いま現在、制作中の一般配布用のリーフレットの最終原稿の案ということになっております。こちらの表紙から1枚めくっていただいたところに、年間のスケジュールを4月から3月までの特別展と企画展のスケジュールを記載していますが、こちらを御参照いただきたいと思います。

来年度につきましては、先ほど御紹介申し上げました物語る顔を皮切りといたしまして、年間3回の企画展、こちらにつきましては、増田コレクションによる展示会になっています。それとあわせまして上段のほうに書かれております2回の特別展を予定いたしております。いずれの企画展・特別展につきましても大人から子どもまで楽しんでいただけるような企画を準備してまいりたいと考えておりますので、ぜひ皆さんも足を運んでいただければと考えております。文化課からは以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、御質問等はよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

(6) 行橋市教職員働き方改革の取組み指針について

○教育長 長尾明美君

では、最後に行橋市教職員働き方改革の取組み指針についての御説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 吉田実君

指導室です。12月の定例教育委員会で説明させていただいたものになるんですけども、教職員の働き方改革の取組み指針について、になります。学校で行うこと、教育委員会で取組むことを示させていただきました。

本日配付しております資料を御覧ください。具体的な取組みを、2ページから4ページになるんですけども6項目の取組みを挙げさせていただいておまして、取組みの構成につきまして、項目の6項目の順番を入替させていただきました。当初、一番最後の6番目に置いておりました、教育委員会における働き方改革推進体制を一番最初に持ってきてまして、委員会主導のもとで学校での業務改善、効率化の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直し、管理職の意識改革、教職員の意識改革と、順番を一部変更させていただきましたので、報告をさせていただきます。

以前、説明をさせていただきました内容、文言の変更はございません。

今後につきましては、指針に沿って、現在取組んでいるものの充実であったり、新たな改革の推進に取り組んでまいります。本指針につきましては、必要が生じた場合には改

正を重ねて、よりよい指針に修正を行ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

御説明が終わりましたが、何か御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

その他、何か皆さんのほうからございませんでしょうか。

(特になし)

では、次回開催日の御説明をお願いします。

○教育政策係長 井上尚史君

次回の開催日につきましては、令和4年4月28日木曜日15時からの御都合はいかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○教育長 長尾明美君

では、次回の定例教育委員会会議の日程は、4月28日木曜日15時からで、よろしくお願いたします。

○教育政策係長 井上尚史君

会場につきましては、本日と同じ第2委員会室を予定しておりますので、よろしくお願います。

○教育長 長尾明美君

以上で本日の議事内容は、終了となります。

これをもちまして、第3回定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 16時09分